

企画乗車券関連規則

企画乗車券関連規則

——目 次——

第 1 条	(目的)	1
第 2 条	(変更)	1
第 3 条	(定義)	1
第 4 条	(適用範囲)	1
第 5 条	(名称)	1
第 6 条	(発売及び引換期間)	1
第 7 条	(通用期間)	1
第 8 条	(通用区間)	2
第 9 条	(発売額)	2
第 1 0 条	(発売及び引換場所)	2
第 1 1 条	(効力)	2
第 1 2 条	(改札及び引渡し)	2
第 1 3 条	(再発行)	2
第 1 4 条	(払戻し)	2
第 1 5 条	(乗車変更)	2
第 1 6 条	(様式)	2

(目的)

第1条 この規則は、大阪モノレール株式会社（以下「当社」という）が当社線内で利用可能な企画乗車券（以下「企画券」という）による旅客の運送等について合理的な取扱方法を定め、もって旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

(変更)

第2条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

(定義)

第3条 「企画券」とは、当社が特別の運送条件を定めて発売する普通券をいう。

2 前項の規定にかかわらず、当社が委託する旅行代理店等による発売及び当該旅行代理店等が発行した引換券を当社で企画券に引き換えることがある。

3 前各項に規定する企画券と観光施設入場券や当該施設利用にかかわる割引サービス等を併せて発売することがある。

(適用範囲)

第4条 企画券による当社線にかかる旅客の運送等については、この規則を適用する。

2 この規則に定めていない事項については、旅客営業規則（以下「営業規則」という）等に定めるところによる。

3 企画券による利用が可能な社局線内のうち、当社線以外の運送等の取扱いについては、当該社局の定めるところによる。

4 前各項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により、企画券と併せる観光施設入場券や当該施設にかかわる割引サービス等の取扱いについては、当該施設の定めによる。

(名称)

第5条 企画券の名称は、その都度定める。

(発売及び引換期間)

第6条 企画券の発売及び引換期間は、その都度定める。

(通用期間)

第7条 企画券の通用期間は、その都度定める。

(通用区間)

第 8 条 企画券の通用区間は、その都度定める。

(発売額)

第 9 条 企画券の発売額は、その都度定める。

(発売及び引換場所)

第 10 条 企画券の発売及び引換場所は、その都度定める。

(効力)

第 11 条 企画券の効力は、その都度定める。

(改札及び引渡し)

第 12 条 企画券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了する際に、係員又は改札機等によって改札を受けるものとする。

(再発行)

第 13 条 企画券の磁気不良等による再発行は、その都度定める。

(払戻し)

第 14 条 企画券の払戻しは、その都度定める。

(乗車変更)

第 15 条 企画券を所持する旅客の乗車変更の取扱いは、その都度定める。

(様式)

第 16 条 企画券の様式は、その都度定める。